

官報

号外 昭和二十三年四月七日

○第二回 参議院會議錄第三十号

昭和二十三年四月六日(火曜日)午後二時十八分開議

議事日程 第二十八号

昭和二十三年四月六日

午後二時開議

第一 檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 自由討論

(前会(の)続)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたしませう。

昨五日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

政府が発行する福利券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

警察法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を治安及び地方制度委員会に付託した。

警察法の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のための左の議員提出案を衆議院に送付した。

道路橋梁の通水構造に關する法律案(大山安君提案)

同日衆議院から同院は左の議案の撤回を承諾した旨の通知書を受領した。

郵便法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から同院において議決した左の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第一号)

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

政府が発行する福利券の当せん金に對する所得税の特例に關する法律案

同日衆議院議長から、同院において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めるの件

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

警官々令設置に關する質問主意書(小川友三君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

檢察廳法の一部を改正する法律案修正議決報告書

本日委員長から左の報告書を提出した。

証券取引法を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。日程第一、檢察廳法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長(報告)を求めます。司法委員會理事岡部常君。

審査報告書

檢察廳法の一部を改正する法律案右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月五日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

松井 道夫 宇都宮 登

大野 幸一 中村 正雄

松村眞一郎 大野木秀次郎

宮城タロ 岡部 常

要領書

一、委員會の決定の理由

檢察事務の重要性に鑑み、檢察官の事務の適正にして、迅速公平な処理を期するため、檢察廳法中檢察官の身分保障の規定を改め、心身の故障の外、非能率及これに類する事由により、職務を執行に適しない場合にも免官できることとし、尙檢察事務運営の適正を図る方法として、檢察官適格審査委員會の権限を擴張し檢察官の適格に關する定時審査及び臨時審査の制度を設け檢察官適格審査委員會の職に付することとしたので適正な改正である。

唯、檢察官適格審査委員會の構成員中六人を國會議員から選出する旨の原案を衆議院で修正し、これを衆議院議員から四人、参議院議員から二人としたことは適當でないから、これを兩院議員から各三人づつ選出することとし、又本委員會が内閣総理大臣の監督に屬しとある所轄に屬しと改め、なお、予備委員選任及び委員並びに予備委員の任期の規定を設ける旨の修正をした。

二、事件の利害得失

檢察事務の迅速公平なる処理と檢察官の素質の向上を期する利益がある。

三、費用

別段の費用を要しない。

檢察廳法の一部を改正する法律案に對する修正案

第二十三條第四項本文中「監督」を「所轄」に改め、同項但書中「四人」を「三人」に、「二人」を「三人」に改める。

第二十三條第四項の次に次の三項を加える。

檢察官適格審査委員會に、予備委員十一人を置く。

予備委員は、第四項の委員に準じてこれを選任し、同委員に事故のある場合又は同委員が欠けた場合に、その職務を行う。

第四項の委員及びその予備委員の任期は、三年とする。

第二十三條第五項中「前四項」を「前七項」に改める。

「前七項」に改める。

檢察廳法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月一日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

(小字及シールは衆議院修正)

檢察廳法の一部を改正する法律案

檢察廳法の一部を次のように改正する。

第二十三條 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執行に適しないときは、檢察官適格審査委員會の議決及び法務總長(勸告)を経て、その官を免することができ、

檢察官は、左の場合に、その適格に關し、檢察官適格審査委員會の審査に付される。

一 すべての檢察官について三年ごとに定時審査を行う場合

二 法務總長の請求により各檢察

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官について随時審査を行う場合
三 職権で各檢察官について随時
審査を行う場合

檢察官適格審査委員会は、檢察
官が心身の故障、職務上の非能率
その他の事由に因りその職務を執
るに適しないかどうかを審査し、
その議決を法務総裁に通知しなけ
ればならない。法務総裁は、檢察
官適格審査委員会から檢察官がそ
の職務を執行に不適しない旨の議決
の通知を受けた場合において、そ
の議決を相当と認めるときは、当
該檢察官の罷免の勧告をしなけれ
ばならない。

檢察官適格審査委員会は、内閣
總理大臣の監督に属し、國會議
員、檢察官、法務廳官吏、裁判官、
弁護士及び日本学士院会員の中か
ら選任された十一人の委員を以て
これを組織する。但し、委員とな
る國會議員は、各々衆議院議員〇
四人及び参議院議員の互選によるもの
とし、その員数は、六人とする。

附則

この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

第二十三條第二項第一号に規定す
る定時審査の第一回審査は、これを
昭和二十四年中に行わなければならない。

【岡部常吉環境、拍手】

○岡部常吉 只今上程せられました檢

察廳法の一部を改正する法律案の審議
の経過並びに結果について御報告申上
げます。本案は檢察廳法の第二十三條
の改正でありまして、同條には、檢察
官が心身の故障、その他の事由に因り
職務を執行に堪えないときは、檢察官
適格審査委員会の議決を経てその官を
免することができるとなつており
ます。併し檢察事務が國家の利害休戚
に關係するところが非常に重大であり
まして、これを処理する檢察官の能力
や品性等は十分吟味されなければなら
ないところでありまして、單に心身
の故障及びこれに類する事由のみなら
ず、職務上の非能率及びこれに類する
事由によりまして、その職務を執行に
適しないときにも、その檢察官を罷免
できることとしたのであります。

その手続といたしまして、從來通り檢
察官適格審査委員会の議決を経、その
議決を相當と認めた法務總裁の勧告に
よりまして、内閣又は内閣總理大臣が
免官の発令をするのであります。次に
同條の趣旨からいたしまして、檢察官
の定時及び随時審査を行うことになつ
たのであります。このことを檢察官適格
審査委員会の権限といたしたのであり
ます。即ちすべての檢察官につきまし
て三年ごとに定時審査を行い、又委員
会の職権で、又は法務總裁の請求によ
りまして、各檢察官につき随時審査を
行い、或いは重大なる非行等の有無に
ついて厳密なる審査を施行し、該當者
があれば、委員会が議決して法務總裁
に通知し、前述のような手続で免官す
ることになつたのであります。更に委
員会の構成も權威あるものとしたし
て、國會議員六名の外、檢察官、法

務廳官吏、裁判官、弁護士及び日本学
士院会員の代表とも目される人々から
選任された合計十一名で組織すること
になつております。以上がこの改正案
の内容の概略であります。

本委員会におきましては、前後五回
に亘りまして慎重なる審議をいたし、
各委員より熱心なる質疑が行なわれた
のであります。その應答の詳細は速
記録によつて御承知を願ひたいのであ
ります。

かくて討論に入りまして、星野委員
と松村委員から修正の御意見が陳陳さ
れたのであります。星野委員の修正案
は、第三項中法務總裁が「委員会の議
決を相當と認めるときは」という部分
を削除し、委員会の構成員といたしま
して、代表的労働組合及び農民組合か
ら委員を二名ずつ選任して、總計十
五名とする案であります。松村委員の結
果少数で否決となりました。次に松村
案であります。この委員会が内閣總
理大臣の「監督」に属し、とありますの
を「所轄」に属し、と改め、予備委員と
して十一人を委員の選任分野に準じて選
任することとし、各委員及び予備委員
の任期を三年と限り、又委員中國會議
員六人とあつた原案を、衆議院におき
ましては衆議院議員四人、参議院議員
二人と修正して添つたのであります。

が、この点を兩院議員各三名ずつと改
めたのであります。採決の結果は多数
を以て松村委員の修正案は本委員会
を通過いたしましたのであります。尙右修
正部分を除くその余の原案も亦多数を

以て可決すべきものと決定せられた次
第でございます。以上を以ちまして報
告を終ります。（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もな
ければこれより本案の採決をいたしま
す。委員長報告は修正議決報告でござ
います。委員長報告通り修正議決する
ことに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕
○議長（松平恒雄君） 過半数と認めま
す。よつて本案は委員会修正通り議決
せられました。

○議長（松平恒雄君） この際日程に追
加して、証券取引法を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）を議題とする
ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認
めます。先ず委員長長の報告を求めま
す。財政及び金融委員長長黒田英雄君。

審査報告書
証券取引法を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議
決した。よつて多数意見者の署名を
附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年四月六日
財政及び金融 黒田 英雄
委員長
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
木内 四郎 森下 政一

小宮山常吉 西郷吉之助
小林米三郎 星 一
波多野 鼎 下條 恭兵
深川タマエ 山田 佐一
松嶋 喜作 西川甚五郎

要領書
一、委員会の決定の理由
昭和二十二年三月公布の現行証
券取引法の中、証券取引委員会に
關する規定のみ施行せられ、他の
部分は未施行であつたが、本改正
において証券取引委員会の権限の
強化、証券業者及び証券取引所の
免許制度を廃止して登録制度とし
たことなど、その他全般に亘る改
正を行おうといふのであつて、適
当な改正と認める。

二、事件の利害得失
この措置によつて、今後資金需
要増大の予り勢に鑑み、証券取引
の円滑化、証券民主化に資する利
益がある。

三、費用
この法律施行のために、別に費
用を要しない。

証券取引法を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて國會議員八十三條により送付
する。

昭和二十三年四月五日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長松平恒雄殿

(小字は附屬條記)

証券取引法を改正する法律案
証券取引法目次

- 第一章 總則
 - 第二章 有價証券の募集又は賣出に關する届出
 - 第三章 証券業者
 - 第四章 証券業協會
 - 第五章 証券取引所
 - 第一節 設立及び組織
 - 第二節 會員
 - 第三節 管理
 - 第四節 有價証券市場における買取引
 - 第五節 有價証券市場における買取引の受託
 - 第六節 解散
 - 第七節 登記
 - 第八節 監督
 - 第六章 仲介
 - 第七章 証券取引委員會
 - 第八章 雜則
 - 第九章 罰則
- 証券取引法
- 第一章 總則
 - 第一條 この法律は、國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有價証券の發行及び買入その他の取引を公正ならしめ、且つ、有價証券の流通を円滑ならしめることを目的とする。
 - 第二條 この法律において有價証券とは、左に掲げるものをいう。
 - 一 國債証券
 - 二 地方債証券
 - 三 特別の法律により法人の發行する債券
 - 四 担保附又は無担保の社債券
 - 五 特別の法律により設立された

法人の發行する出資証券
六 株券又は新株の引受権を表示する証書
七 投資信託の受益証券
八 外國又は外國法人の發行する証券又は証書で前各号の証券又は証書の性質を有するもの
九 その他証券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員會規則で定める証券又は証書
前項各号に掲げる有價証券に表示されるべき權利は、これについて当該有價証券が發行されていない場合においても、これを当該有價証券とみなす。

この法律において有價証券の募集とは、不特定且つ多數の者に対し均一の條件で、あらたに發行される有價証券の取得の申込を勧誘することをいう。

この法律において有價証券の賣出とは、不特定且つ多數の者に対し均一の條件で、既に發行された有價証券の賣付の申込をし、又はその買付の申込を勧誘することをいう。

この法律において發行者とは、有價証券の發行に際し、これを賣り出す目的を以て当該有價証券の發行者からその全部若しくは一部を取得する者、他に当該有價証券を取得する者がない場合にその残余部を取得する契約をする者又は発行者のために当該有價証券の募集若しくは賣出の取扱をする者その他直接又は間接に有價証券の募集又は賣出を分担する者で、通常有價証券の賣捌人に支拂われる手数料を超えざる額の手数料、報酬その他の對價を受けるものをいう。

この法律において有價証券届出書とは、第五條第一項の規定による届出書及び同條第三項の規定によりこれに添附する書類並びに第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書をいう。

この法律において証券業とは、銀行、信託会社その他証券取引委員會規則で定める金融機關以外の者が左に掲げる行為の一をなす營業をいう。

- 一 有價証券の買入
- 二 有價証券の買入の媒介、取次又は代理
- 三 有價証券市場における買取引の委託の媒介、取次又は代理
- 四 有價証券の引受
- 五 有價証券の賣出
- 六 有價証券の募集又は賣出の取扱

この法律において証券業者とは、この法律により証券業を営むことができることとなつた者をいう。

この法律において目論見書とは、有價証券の募集又は賣出のために、公衆に提供する当該有價証券の發行者の事業に關する説明を記載した文書をいう。但し、有價証券の銘柄、價格、数、引受人の名称、募集若しくは賣出の取扱をする者の名称又は第十三條の規定

による目論見書を提供する場合のみを表示するものは、目論見書でない。

この法律において証券取引所とは、有價証券の買取引を行うために必要な市場を開設することを目的とする者をいう。

この法律において有價証券市場とは、有價証券の買取引のために証券取引所の開設する市場をいう。

第二章 有價証券の募集又は賣出に關する届出

第三條 本章の規定は、前條第一條第一項第一号乃至第三号及び第五号に掲げる有價証券については、これを適用しない。

前條第一項第八号に掲げる有價証券のうち前項に掲げる有價証券の性質を有するもの及び同項第九号に掲げる有價証券のうち別に証券取引委員會規則で定めるものについては、また、前項と同様とする。

第四條 有價証券の募集又は賣出は、發行者が当該有價証券に關し証券取引委員會に届け出で、且つ、その届出の効力が生じているものでなければ、これを行うことができない。

前項の規定は、証券取引委員會が当該有價証券の募集若しくは賣出が公衆に提供される範圍が限定されていることにより前項の規定による届出が公益又は投資者保護のため必要でないとして認めて証券取引委員會規則で定める有價証券に

つては、これを適用しない。但し、募集又は賣出金額が五百万円を超ざる有價証券については、この限りでない。

第一項の規定の適用を除外される有價証券の目論見書には、証券取引委員會規則で定める様式により、当該有價証券が同項の規定の適用を除外されている旨を記載しなければならぬ。

第五條 前條第一項の規定による届出をしようとする發行者は、その者が会社である場合（当該有價証券の發行により会社を設立する場合を含む。）においては、証券取引委員會規則で定める様式により、左に掲げる事項を記載した届出書三通を証券取引委員會に提出しなければならない。

- 一 目的、商号及び資本又は出資に關する事項
- 二 本店、支店、工場又は事業場の名称及び所在の場所
- 三 事業
- 四 役員（取締役、監査役又はこれに準ずべき者をいう。）以下同じ。）の氏名及び住所並びにその有する当該会社の發行する株式の種類及び数又はその者が当該会社に対してなした出資の額
- 五 発起人の氏名及び住所並びにその引き受ける株式の種類及び数
- 六 当該有價証券の引受人の氏名又は名称及び住所
- 七 自己又は他人（仮設人を含む。）の名称を以て資本金額（出資總額、株金總額又は出資總額

及び株金総額の合計額をいう。
以下同じ。の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者（以下主株主と称する。）の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する株式の種類及び数又は当該出資者の出資の額

八 当該有価証券の銘柄、券面額及び発行数、株式については、数種の株式がある場合においては、その各種の株式の内容及び数、社債については、その利率、償還の方法及び期限、利息支拂の方法及び期限並びに担保の種類、目的物及び順位、先順位の担保を附けた債権の金額その他担保の目的物に關し担保権者に對抗する権利

九 当該有価証券の募集又は募集の委託の條件

十 当該有価証券の引受人に支拂う手数料、報酬その他の対価その他発行に關し会社が負担すべき費用の概算額

十一 当該有価証券の発行價額の總額から前号の費用の概算額を控除した額及びその使用の目的並びにその資金を以て事業の買収に充てるときは、その事業の業務及び財産の概要

十二 当該会社の発行した有価証券（第八号に掲げるものを除く。）の銘柄、券面額、発行数及び最近三事業年度末における價格

十三 役員その他の者（使用人を

除く。）に對し届出前一年内において支拂つた報酬の總額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者の氏名及び報酬の額

十四 当該会社から十万円を超える金額の貸付を受けている役員又は使用人の氏名及び貸付金額

十五 発起人が受け又は受けるべき特別利益の内容及びその者の氏名

十六 現物出資をなし又はなした者の氏名、出資の目的たる財産の種類、その價額及びこれに對して與え又は與えた株式の種類及び数

十七 会社の成立後に譲り受けることを約した財産の種類、その價額及び譲渡人の氏名

十八 營業の全部又はその主要な部分の貸借又は經營の委任、他人と營業上の損益全部を共通にする契約その他これに準ずる契約（通常の業務としてなすものを除く。）の内容

十九 前各号に掲げるものの外目論見書に記載しようとする事項
前項の届出書は、発起人又は役員（外國会社については、商法第四百七十九條第二項に規定する代表者）の全員がこれに署名又は記名押印したものでなければならぬ。
第一項の規定による届出書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。
一定款
二 株式申込証又は社債申込証
三 目論見書

四 届出前九十日以内の日の現在における貸借対照表
五 最近三事業年度の損益計算書
六 第一項第十八号に掲げる契約書の写

外國会社が提出する届出書については、証券取引委員会規則で定めるところにより、これに記載すべき事項又は添附すべき書類を省略することができる。

第六條 第四條第一項の規定による届出をしようとする者は、届出に際し、手数料を納めなければならない。
前項の手料は、募集又は賣出の証券總額の百分の一に相當する金額とし、その額が五百円未満の場合においては、これを五百円とする。

第一項の手料は、前條に規定する届出書のうち一通に、手数料の金額に相當する額の収入印紙を貼つて、これを納めなければならない。

第七條 第五條第一項又は第三項の規定による届出書類のうち、訂正を必要とするものがあるときは、届出者（会社成立後は、その会社）は訂正届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。
第五條第二項の規定は、前項の規定による訂正届出書に、これを準用する。

第八條 第四條第一項の規定による届出は、証券取引委員会が第五條第一項の規定による届出書を受理した日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。
前項の期間内に前條の規定によ

る訂正届出書の提出があつた場合においては、証券取引委員会がこれを受理した日に、第五條第一項の規定による届出書の受理があつたものとみなす。
証券取引委員会は、第四條第一項第三項又は前條の規定による届出書類の記載によつて当該有価証券の内容が公衆に容易に理解されないと認める場合においては、第一項に規定する期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、第四條第一項の規定による届出は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。

第二項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合に、これを適用する。

第九條 証券取引委員会は、第五條第一項第三項又は第七條の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し訂正届出書の提出を命じ、これを準用する。

第十條 証券取引委員会は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、何時でも、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止を命ずることができる。

前條第二項及び第三項の規定は、第四條第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に前項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合に、これを準用する。

第一項の規定による停止命令があつた場合において、同項の規定による訂正届出書が提出され、且つ、証券取引委員会がこれを適当と認めたときは、証券取引委員会は、同項の規定による停止命令を解除するものとする。

第十一條 第五條第二項の規定は、前二條の訂正届出書に、これを準用する。
第十二條 第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七條の規定による訂正届出書については、証券取引委員会がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合に

の効力を生ずることとなつた日以後は、これをなすことができない。

第十條 証券取引委員会は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、何時でも、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止を命ずることができる。

前條第二項及び第三項の規定は、第四條第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に前項の規定による訂正届出書の提出命令があつた場合に、これを準用する。

第一項の規定による停止命令があつた場合において、同項の規定による訂正届出書が提出され、且つ、証券取引委員会がこれを適当と認めたときは、証券取引委員会は、同項の規定による停止命令を解除するものとする。

第十一條 第五條第二項の規定は、前二條の訂正届出書に、これを準用する。
第十二條 第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後において提出される第七條の規定による訂正届出書については、証券取引委員会がその形式に不備がなく、且つ、重要な事項について記載が十分であると認める場合に

の効力を生ずることとなつた日以後は、これをなすことができない。

第十條 証券取引委員会は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、何時でも、届出者に通知して審問を行つた後、理由を示し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止を命ずることができる。

おいては、証券取引委員会が指定する日に、訂正の効力を生ずる。

第十三條 第四項第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券の発行者は、当該有価証券の募集又は賣出に際し、目論見書を作成しなければならぬ。

前項の目論見書は、有価証券届出書のうち第五條第一項に掲げる事項について記載された内容と同一の内容を記載したものでなければならぬ。

前項の規定により目論見書に記載すべき事項のうち証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要でないとして認め、証券取引委員会規則で定めるものは、これを省略することができる。

証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項については、これに関する内容を目論見書に記載しなければならない。

何人も、有価証券の募集又は賣出のために、第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容を記載した目論見書を使用し、又は第二項若しくは前項の規定により記載すべき内容と異なる内容の表示をしてはならない。

前項の規定は、第二條第十項但書に掲げる事項のみを表示することと妨げるものではない。

第十四條 有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年を経過した後において使用される当該有価証券に關する目論見書に記載されるべき

き内容については、前條第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、当該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前一年以内の日の現在の事実と合致したものでなければならぬ。

前條第三項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを適用する。

第十五條 何人も、有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、当該有価証券を取得させ若しくはその取得の申込をし、又は賣付若しくは買付後の受渡のためにこれを交付してはならない。

何人も、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた有価証券については、第十三條の規定に適合する目論見書を予め又は同時に交付するものでなければ、これを取得させ、又は買付のためにこれを交付してはならない。

前二項の規定は、左に掲げる場合については、これを適用しない。

- 一 有価証券の発行者、賣出をなす者、引受人又は証券業者のいずれでもない者がなす場合
- 二 有価証券の発行者又はその賣出をなす者が募集又は賣出によらないでなす場合
- 三 証券業者又は当該有価証券の引受人であつた者がなす場合

で、左の各号に該当する以外のもの

- イ 当該有価証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後一年

（第十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、これを算入しない。）以内においてなす場合

ロ 有価証券の募集又は賣出を分担する者であつた場合において、自己が引き受けた部分についてなす場合

四 証券業者が顧客の委託に基いてなす場合 但し、その委託が当該証券業者の勤務に基く場合は、この限りでない。

第十六條 第四條第一項又は前條の規定に違反して有価証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

第十七條 重要な事項について虚偽の表示があり、又は表示すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の表示が欠けている目論見書その他の表示を使用して有価証券を取得させた者は、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責に任ずる。但し、賠償の責に任ずべき者が、表示が虚偽であり、又は欠けていることを知らず、且つ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

第十八條 有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、左の各号に掲げる者は、当該有価証券を取得した者に対し、連帶して損害賠償の責に任ずる。但し、当該有価証券を取得した者がその取得の申込の際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

一 有価証券届出書の届出者

二 有価証券届出書に署名又は記名押印した者

三 当該発行者である会社の役員候補者としてその氏名がその者の同意を得て有価証券届出書に記載された者

四 技術者、鑑定人その他の専門家（以下専門家という。）であつて、有価証券届出書の作成に關して使用される資料、報告若しくは鑑定を提供し、又は有価証券届出書の記載の一部が真実であることを保証したものととしてその氏名がその者の同意を得て有価証券届出書に記載された者

但し、自己の提供し、又は保証した部分については、その責に任ずる。

五 当該有価証券の引受人 但し、第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に当該有価証券の引受人となつた場合においては、有価証券届出書のうち引受人となつた日の現在及びその日後の記載についてのみ、その責に任ずる。

力を生じた日（その日が会社成立の日以前であるときは、会社成立の日）以後一年間の損益計算を含む損益計算書を公表した場合においては、その公表の後に当該有価証券を取得した者は、その者が有価証券届出書のうち重要な事項についての虚偽の記載を信じ、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得したことを証明しなければ、前項の規定による賠償を請求することができない。

第十九條 前條の規定により賠償の責に任ずべき者で当該有価証券の発行者以外の者は、左に掲げる事項の一を証明した場合においては、同條の規定による賠償の責に任じない。

一 その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生ずる日前に同條第二号第三号に規定する地位を辭し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有価証券届出書のうち当該部分について責に任じない旨を書面を以て証券取引委員会及び当該有価証券の発行者に通知したと

二 その者が、有価証券届出書のうちその者が責に任ずべき部分について届出の効力が生じたことを知らなかつた場合においては、届出の効力が生じた旨を知

官報号外 昭和二十三年四月七日 参議院會議録第三十号 証券取引法を改正する法律案

つた後遺贈なく、同條第二号第三号に規定する地位を辭し、第三号第四号に規定する同意を撤回し、又は第五号に規定する引受人となる契約を解除し、且つ、その旨及び有價証券届出書のうち当該部分について實在に任じない旨を對面を以て証券取引委員会及び当該有價証券の発行者に通知し及び廣告したことを

三

その者が、有價証券届出書のうち専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分、専門家がその記載について眞実であることを保証した部分及び公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分のいずれでもない部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が眞実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかったと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと

四

専門家が、有價証券届出書のうち自己の提出した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又は自己がその記載について眞実であることを保証した部分について、作成前相當な調査をした上、その記載が眞実であり、又、記載すべき重要な事項及び誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていなかったと信じ、且つ、信じたことに十分な理由があつたこと、又はその部分が自己の提供した資料、報告若しくは鑑

定の内容と異なり若しくはこれを十分に表わしていなかったこと

五

その者が、有價証券届出書のうちその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定に基いて作成された部分又はその者以外の専門家がその記載について眞実であることを保証した部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分がその者以外の専門家の提供した資料、報告若しくは鑑定の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかったことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

六

その者が、有價証券届出書のうち公務員の陳述又は公文書に基いて作成された部分について、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたこと、又、その部分が公務員の陳述若しくは公文書の内容と異なり、又はこれを十分に表わしていなかったことを知らず、且つ、信すべき十分な理由がなかつたこと

第二十條

第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき額は、請求権者が当該有價証券の取得について支拂つた額（当該有價証券の募集價格又は買出價格に取得した

有價証券の数を乘じた額を超えないものとする。）から左の各号の一に掲げる額を控除した額とする。

一 当該有價証券の事実上の口頭弁論終結の時における市場價格（市場價格がないときは、その時における処分推定價格）

二 前号の時前に当該有價証券を処分した場合においては、その処分價格

第十八條第一項の規定により賠償の責に任ずべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が有價証券届出書のうちその者が責任すべき部分について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことに因つて生ずべき当該有價証券の値下り以外の事情に因り生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責に任じない。

第二十一條 第十八條第一項の規定による賠償の請求権は、請求権者が有價証券届出書のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生ぜしめたために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時、又は相當な注意を以て知ることができた時から一年間、これを行わなるときは、消滅する。当該有價証券に關し第四條第一項の規定による届出がその効力を生じた時から三年間、第二十條第一項の規定による停止命令があつた場合においては、当該停止命令があつた日からその期限があつた日までの期間は、これを算入しない。これを行わなるときは、また、同様とする。

第二十二條

第十八條第一項各号に掲げる者の名義の株式を實質的に有する等の方法によつてその者を支配する者は、同條同項各号に掲げる者と連帶して同條の規定による賠償の責に任ずる。但し、支配する者が、その支配を受ける者が賠償の責に任ずべき原因となる事実があることを知らず、且つ、知らなかつたことに十分な理由があつたことを証明したときは、この限りでない。

第二十三條

何人も、有價証券に關し第四條第一項の規定による届出が有り、且つ、その効力が生じたこと、又は第二十條第一項の規定による停止命令が解除されたことを以て、証券取引委員会が当該届出に係る有價証券届出書の記載が眞実且つ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該有價証券の價值を保証若しくは承認したものであるとみなすことができない。

証券の発行者は、事業年度ごとに、証券取引委員会が公認又は投資者保護のための必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める格式により、当該有價証券に關する報告書を作成し、毎事業年度終了後二月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、前項の規定による報告書について、これを適用する。

第二十五條

有價証券届出書及び前條の規定による報告書は、証券取引委員会規則で定めるところにより、証券取引委員会にこれを備え置き、公衆の縦覧に供しなればならない。

有價証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前項に規定する書類の一部について公衆の縦覧に供しないことを証券取引委員会に申請し、証券取引委員会が当該申請を承認した場合においては、前項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

何人も、命令の定める額の手数料を納め、第一項に規定する書類の原本又は抄本の交付を請求することができない。但し、前項の規定により公衆の縦覧に供しない部分については、この限りでない。

第二十六條

証券取引委員会は、公認又は投資者保護のため必要且つ適當であると認るときは、有價証券届出書の届出者若しくは有價証券の発行者は、事業年度ごとに、証券取引委員会が公認又は投資者保護のための必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定める格式により、当該有價証券に關する報告書を作成し、毎事業年度終了後二月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

証券の引受人その他の関係者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十七條 第五條乃至第十四條、第十八條乃至第二十三條及び前二條の規定は、発行者が会社以外の者である場合に、これを準用する。この場合において、必要な事項は、証券取引委員会規則で、これを定める。

第三章 証券業者

第二十八條 証券業者は、証券取引委員会に備える証券業者登録簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

証券業者を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 商号

二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名

四 個人であるときは、その者の氏名

前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の名簿、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第三

四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める形式により作成した営業用純資本額に関する調書(以下営業用純資本額調書という。)

二 個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調書

三 代理店があるときは、代理店契約書の写

前項第一号又は第二号の営業用純資本額調書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならぬ。

第二十九條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第三十一條又は第三十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合にその期間を経過した日において、証券業者登録簿に左に掲げる事項を登録する。

一 商号

二 本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三 会社であるときは、その資本金額及び役員の名

四 個人であるときは、その者の氏名

五 登録年月日

第三十條 証券取引委員会は、前條の規定による登録をした場合においては、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から三十日以内に、命令の定めるところにより登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託しなければならない。

登録申請者は、営業保証金の供託をしたときは、遅滞なく供託受領証の写を添附して、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

登録申請者は、登録手数料を納め、且つ、営業保証金を供託した後でなければ、証券業者を営んではならない。

第二項に規定する期間内に同項の規定による納付及び供託をしない者については、証券取引委員会は、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

第三十一條 証券取引委員会は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受け

ることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三 この法律の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者

四 第四百八十七條の規定による裁判所の命令を受けた後一年を経過するまでの者

五 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

六 会社でその役員のうち第一号乃至第四号の一に該当する者のあるもの

七 他の証券業者が現に使用する商号と同一の商号を当該証券業者の許諾を得ないで使用しようとする者

第三十二條 証券業者は、第二十八條第二項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の場合においては、その変更を証する書面を変更届出書に添附しなければならない。但し、その変更が本店及び支店以外の営業所又は代理店の名称又は所在の場所に關するものであるときは、この限りでない。

第一項の規定による変更の届出が、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の名簿、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面を、あらたに代理店を設置

したことに係るものであるときは、当該代理店契約書の写を変更届出書に添附しなければならない。

第二十九條、第三十條第一項及び前條の規定は、第二項の規定による変更の届出について、これを準用する。

第三十三條 証券業者は、あらたに支店その他の営業所を設置した場合において、証券取引委員会から変更の通知を受けたときは、通知を受けた日から三十日以内に、当該営業所についての営業保証金を供託しなければならない。

第三十條第三項乃至第五項の規定は、前項の場合において、これを準用する。

第三十四條 証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要と認めて二十倍の限度内において証券取引委員会規則で定める率を超えてはならない。

前項の規定において、営業用純資本額は左の一に掲げる資産の合計金額から左の二に掲げる負債の合計金額を控除した額とし、負債総額は左の二に掲げる負債の合計金額とする。

一 資産

イ 現金

ロ 預け金

ハ 所有有価証券(借入金金の担保に供している有価証券及び地方債証券を除く。)

ニ 貸付有価証券

ホ 預け有價証券
ヘ 保管有價証券
ト 営業保証金、会員信託金その他の保証金
チ 有價証券の買入その他の取引に因り生じた顧客に対する貸渡高
リ 貸付金
ヌ 未収入金
ル その他土地、建物、備品器具、営業権その他の固定資産を除き証券取引委員会規則で定める資産
二 負債
イ 借入金（土地、建物その他の固定資産、國債証券又は地方債証券を担保とするものを除く）
ロ 借入有價証券
ハ 有價証券の買入その他の取引に因り生じた顧客に対する借渡高
ホ 預り金
ヘ 未拂金
ト その他証券取引委員会規則で定める負債
前項の資産及び負債の評価基準は、証券取引委員会規則でこれを定める。
第三十五條 証券取引委員会は、登録申請者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が前條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超える場合においては、登録申請者に通知して審問を行つた後、この登録を拒否しなければならない。
第三十六條 証券取引委員会は、第三十條又は前條の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく理由を示しその旨を登録申請者に通知しなければならない。
第三十七條 証券業者は、営業を開始したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三十八條 証券取引委員会は、証券業者が証券業を営むことができることとなつた日から三箇月以内に営業を開始しないとき、又は引續き三箇月以上その営業を休止したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。
第三十九條 証券取引委員会は、証券業者が第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第七号の一に該当することとなつたとき、又は登録當時同條各号の一に該当していたことが発見されたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。
証券取引委員会は、不正の手段により第二十九條の規定による登録を受けた者のあることを発見したときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。
第四十條 証券取引委員会は、証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。
前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとなつたときは、証券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。
第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四條の規定に適合することとならないときは、証券取引委員会は、当該証券業者に通知して審問を行つた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。
第四十一條 第三十條第二項に規定する営業保証金の額は、当該証券業者の本店については十萬圓、支店その他の営業所については営業所ごとに五萬圓とする。
営業保証金は、証券取引委員会規則で定めるところにより、國債証券を以て、これに充てることができる。
営業保証金の供託は、当該証券業者の本店の所在地を管轄する供託局に、これをしなければならぬ。
証券業者と証券業に關し取引をした者は、その取引に因り生じた債權に關し、営業保証金について、他の債權者に先だち弁済を受ける權利がある。
第四十二條 証券業者又はその代理店は、営業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、証券取引委員会規則で定める標識を掲げなければならない。
第四十三條 証券業者が同一の商号により証券業以外の営業を営もうとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならない。
前項の場合において、証券取引委員会は、当該証券業者が証券業以外の営業を営むことに因りその支拂能力が薄弱となりその他投資者の保護に欠けることとなる虞があると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。
第四十四條 証券業者は、その代理店がその証券業者のためなした有價証券の買入その他の取引の取扱につき損害を與えた者に對し、その損害を賠償する責任を負なければならない。
第四十五條 証券業者は、社債募集の受託会社となることができない。
証券業者は、他の法律の規定にかかわらず、すべて取引人となることができる。
第四十六條 証券業者は、顧客から

有價証券の取引に關する注文を受けたときは、予めその者に對し自己がその相手方となつて当該買入を成立せしめるか、又は媒介し、取次し、若しくは代理して当該買入を成立せしめるかの別を明かにしなければならない。
第四十七條 証券業者は、有價証券に關する同一の買入について、その本人となると同時に、その相手方の取次をなす者又は代理人となることができない。
第四十八條 証券業者は、有價証券の買入その他の取引が成立したときは、遅滞なく、証券取引委員会規則で定める様式により、買入報告書を作成し、これを顧客に交付しなければならない。
第四十九條 証券業者が有價証券の買入その他の取引についてその顧客に供與することができる信用の額は、当該取引に係る有價証券の時價に証券取引委員会の申出により大藏大臣の定める率を乗じた額を超えてはならない。
前項の規定により大藏大臣の定める率は百分の五十五を超えてはならない。
前二項に規定するものの外、信用の供與に關して必要な事項は、証券取引委員会規則でこれを定める。
第五十條 前條の規定により有價証券の買入その他の取引について信用を供與する者は、大藏大臣が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて定めるところにより、信用供與に關する報告書を大藏大臣に提出しなければならない。
前項の規定により報告書を提出しなければならない者が報告書を提出せず、又はその中に記載すべき事項を十分に記載しなかつた場合においては、大藏大臣は、同項の規定による報告に記載すべき事項について必要な資料を得るた

め、必要な報告を徴し、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第五十一條 証券業者は、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、又はその計算において自己が占有する有價証券をその他の者の有價証券と混同して担保に供してはならない。
証券業者は、顧客に對する債權の担保として占有している有價証券を当該債權の額を超える額の債務の担保に供してはならない。
証券業者は、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、又はその計算において自己が占有する有價証券を他人に貸付してはならない。
第五十二條 証券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。
第五十三條 証券業者は、營業年度ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度終了後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。
証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に對し、証券取引委員会の指示するところのに従い前項の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。
第五十四條 証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。
一 定款又は組織を変更したとき
二 本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき

め、必要な報告を徴し、又は当該官吏をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
第五十一條 証券業者は、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、又はその計算において自己が占有する有價証券をその他の者の有價証券と混同して担保に供してはならない。
証券業者は、顧客に對する債權の担保として占有している有價証券を当該債權の額を超える額の債務の担保に供してはならない。
証券業者は、証券取引委員会規則で定めるところに違反して、顧客の書面による同意を受けず、又はその計算において自己が占有する有價証券を他人に貸付してはならない。
第五十二條 証券業者の營業年度は、四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。
第五十三條 証券業者は、營業年度ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により、營業報告書を作成し、毎營業年度終了後二箇月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。
証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に對し、証券取引委員会の指示するところのに従い前項の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載すべき旨を命ずることができる。
第五十四條 証券業者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。
一 定款又は組織を変更したとき
二 本店その他の営業所の営業を休止し若しくは再開したとき

又は代理店が代理店としての營業を中止若しくは再開したとき
三 証券業務以外の營業を廃止したとき
四 代理店契約の変更があつたとき

五 第三十一條第一号、第二号又は第四号乃至第六号の一に該当することとなつたとき

六 負債総額のその營業用純資本額に對する比率が第三十四條第一項の規定により証券取引委員會の規則で定める率を超えたとき

前項第一号の場合においては總會の議事録の原本又は社員同意があつたことを知るに足る書面を、第四号の場合においては代理店契約書の写を、届出に際して証券取引委員會に提出しなければならぬ。

第五十五條 証券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券業者に對しその營業若しくは財産に關し參考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券業者の營業若しくは財産の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第五十六條 証券業者は、その使用人を、自己の營業所以外の場所において有價証券の募集若しくは買入又は有價証券市場における賣出の委託の職務に従事させようとするときは、その使用人（以下有價証券外務員といふ。）について、左に掲げる事項を証券取引委員會に届け出なければならない。

一 氏名及び生年月日

二 住所

三 有價証券外務員の業務に従事したことの有無等事したことのある者については、その所屬した証券業者の氏名又は名称及び

從事した期間
証券業者は、前項第一号及び第二号に掲げる事項について変更があつた場合においては、遅滞なくその旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

証券業者は、その有價証券外務員との雇傭關係が消滅したとき、又はその有價証券外務員をその業務に従事せしめなくなつたときは、遅滞なくその旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

第五十七條 証券取引委員會は、証券業者の營業又は財産管理の狀況に照らし、その支拂能力が薄弱であるか、又は薄弱となる虞がある場合において公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその營業の停止を命ずることができる。

第五十八條 何人も、左の各号の一に掲げる行為をしてはならない。
一 有價証券の賣買その他の取引について、不正の手段、計画又は技巧をなすこと
二 有價証券の賣買その他の取引について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生ぜしめなかつたために必要な重要な事実の表示が欠けてゐる文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること
三 有價証券の賣買その他の取引を誘引する目的を以て、虚偽の相場を利用すること

第五十九條 証券取引委員會は、証券業者又はその役員が法令又は法令に基いてする行政官廳の処分を違反した場合においては、その者を通知して審問を行つた後、理由を示し、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその營業の停止を命じ若しくは役員解任を命ずることができる。

第六十條 第三十六條の規定は、証券取引委員會が第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は前條の規定により登録を取り消した場合にこれを適用する。

第六十一條 有價証券の引受人となつた証券業者は、当該有價証券を賣却する場合において、引受人となつた日から六箇月を経過する日までは、その買主に対し買入代金につき貸付その他の信用の供與をしてはならない。

第六十二條 証券業者が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を証券取引委員會に届け出なければならない。
一 会社が合併に因り消滅した場合においては、その業務を執行する役員があつた者
二 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人
三 個人が死亡した場合においては、その相続人
四 証券業を廃止した場合においては、証券業者であつた個人又は証券業者であつた会社の業務を執行する役員

第六十三條 証券取引委員會は、左の各号に掲げる場合においては、証券業者を登録原簿につき、当該証券業者に關する登録を抹消する。
一 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により証券業者の登録を取り消した場合
二 前條の規定による届出があつた場合
三 証券取引委員會が前條各号に掲げる場合に該当するものと認め、当該各号に掲げる者に通知して審問を行つた後、その事実を確認した場合

第三十六條の規定は、前項第三号に規定する事由に因り登録を抹消した場合にこれを適用する。
第六十四條 第三十條第五項、第三十八條、第三十九條、第四十條第三項、第五十七條又は第五十九條の規定により証券業者の登録が取り消された場合及び前條第一項第一号又は第三号に規定する事由に因り証券業者の登録が抹消された場合においては、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、当該証券業者がなした有價証券の賣買その他の取引を結了しなければならぬ。この場合において、当該証券業者であつた者又はその一般承継人は、その賣買その他の取引（結了の目的の範圍内において、なすことを証券業者とみなす。）前項の規定は、証券業者が第四十條第一項、第五十七條、第五十九條又は第六百八十七條の規定により營業の停止を命ぜられた場合にこれを適用する。

第六十五條 銀行、信託会社その他の証券取引委員會規則で定める金融機關は、第二條第八項各号に掲げる行為をなすことを營業としてはならない。但し、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有價証券の賣買をなし、又は銀行、信託会社その他の証券取引委員會規則で定める金融機關が他の法律の定めるところにより投資の目的を以て有價証券の賣買をなすときは、この限りでない。

前項の規定は、國庫証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支拂について保証してゐる社債券その他の債券について、これを適用しない。
第六十六條 何人も、証券取引委員會規則で定めるところに違反して、割賦賣付の方法により有價証券を賣付け、又は顧客から予め代

金に充てるべき資金を預り若しくは借り受けておき後に有價証券を賣付け、これを營業としてはならない。但し、当該資金を顧客のために信託会社に信託する場合は、この限りでない。

第四章 証券業協會
第六十七條 証券業者は有價証券の賣買その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資する目的を以て團體を組織したときは、当該團體は証券取引委員會に備える証券業協會登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けようとするときは、当該團體の代表者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員會に提出しなければならない。
一 名稱
二 事務所の所在の場所
三 役員及び協會員の氏名又は名稱
前項の登録申請書には、当該團體の定款その他の規則を添附しなければならない。

第一項の登録を受けた團體は、その名稱のうちに証券業協會という文字を用いなければならない。第一項の登録を受けた團體以外の者は、その名稱のうちに証券業協會と同一の文字を用いてはならない。

第六十八條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六十九條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員會は、登録申請書を受理した日から三十日を經過した日又は証券取引委員會が三十日に満たない期間を定めて当該登録申請者に通知した場合においては、その期間を經過した日において、証券業協會登録原簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名稱

二 事務所の所在の場所

三 役員及び協会の氏名又は名称

四 登録年月日
証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合において、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第六十九條 証券取引委員会は、第六十七條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものがあると認めるとき、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けていたときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 当該団体の定款その他の規則の規定が法令に違反し、又は有価証券の買入その他の取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき
二 役員のうち第三十一條第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき
第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを適用する。

第七十條 証券協会の代表者は、第六十七條第二号各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前二條の規定は、前項の規定による変更の届出について、これを適用する。

第七十一條 証券協会の定款には、左に掲げる趣旨の規定を設けなければならない。
一 有価証券の買入その他の取引を公正ならしめ、且つ、投資者の保護に資することを目的とすること
二 詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他の不当な利得行為

を防止して、取引の信義則を助長することと定めること

三 証券業者の地理的條件又は業務の種類に関する特別の事由により、証券取引委員会の承認を受けて協会の加入を制限する場合の外、証券業者は何人も協会員として加入することができ

四 法令、法令に基いてする行政官廳の処分若しくは証券協会の若しくは証券取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなして有価証券の買入その他の取引の停止を命ぜられ、又は証券協会若しくは証券取引所から除名の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否し、又はその者が協会員である場合においては、これを除名することができ

五 協会員が法令、法令に基く行政官廳の処分若しくは当該証券協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反した場合においては、除名その他の制裁を加えられるものであること

六 定款その他の規則の変更、役員の変更その他の重要な事項に関する協会の議決権を保障するものであること
七 経費は、これを協会員に公正に分担させること

第七十二條 証券協会の定款の変更又はその他の規則の作成、変更若しくは廃止があつた場合においては、証券協会の代表者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第七十三條 証券取引委員会は、証券協会が証券業者に対し協会員として加入することを拒否し、又は協会員に対し除名その他の制裁を加えた場合においては、その職

権により又は当該証券業者若しくは当該協会の申請により、当該処分を審察することができ

前項の規定による申請は、当該処分があつた日から六十日以内において、これをしなければなら

い。但し、証券取引委員会規則で六十日を超える期間を定めた場合においては、その期間内において、これをなすことができる。

証券取引委員会は、第一項の規定による審察をする場合において、一切の關係事項を考慮して審問を行つた後、理由を示し同項の規定による処分を承認し、又はその変更若しくは取消を命じなければならない。

証券取引委員会は、第一項の規定による審察を開始したときは、その旨を当該証券協会に通知しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、第三項の規定による処分がある日まで証券協会の第一項の規定による処分の効力は停止せられるものとする。

第七十四條 証券取引委員会は、証券協会の定款その他の規則について、証券協会に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有価証券の買入その他の取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更を命ずることができ

二 証券協会の協会員が法令又は法令に基く行政官廳の処分違反した場合においては、当該協会員を除名すべき旨を当該証券協会に命ずること

三 証券協会の役員が当該証券協会の定款その他の規則の実施を怠り、又はその職務を濫用した場合においては、当該役員を除任すべき旨を当該証券協会に命ずること

第七十六條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券協会に対しその業務若しくは財産に關し審察となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該官吏をして当該証券協会の業務若しくは財産の状況若しくは業務書類その他の物件を検査させることができる。

第七十七條 証券協会が解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第七十八條 証券取引委員会は、証券協会の登録を取り消した場合又は前條の規定による開出があつた場合においては、証券協会に登録原簿につき、当該証券協会に關する登録を抹消する。

第七十九條 証券協会が共同の目的を以て團體を組織したときは、当該團體は証券取引委員会に備える証券協会連合会登録原簿に登録を受けることができる。

前項の登録を受けた團體は、その名称のうちに証券協会連合会という文字を用いなければならない。

二 証券取引所は、これを準用する

第五節 証券取引所
第八十條 証券取引所は、法人とする。

証券取引所は、会員組織とする。
第八十一條 証券取引所は、証券業者でなければ、これを設立することができない。

証券業者は、証券取引所を設立しようとするときは、証券取引委員会に備える証券取引所登録原簿に登録を受けなければならない。
第八十二條 前條第二項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 名称
二 事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所
三 役員及び会員の氏名又は名称
前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約
二 役員名簿、戸籍謄本及びその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを裏付ける書面
三 会員の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びに登録申請日前三十日以内の日の現在における営業用純資本額調査

第八十三條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第八十五條の規定により登録を拒否する場合の外、証券取引委員会は、登録申請書を受受理した日から三十日を経過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を

定めて当該登録申請者に通知した場合に於ては、その期間を経過した日に於いて、証券取引所登録簿に左に掲げる事項を登録する。

一 名称

二 事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称

四 登録年月日

証券取引所委員会は、前項の規定による登録をした場合において、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

第八十四條 証券取引所は、第八十二條第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

前項の規定による変更の届出があつたに於ては、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店、本店及びその営業所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資産額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の変更届出書、戸籍謄本並びにその者が第三十一條第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを要する書面を、変更届出書に添附しなければならない。

前條及び第八十五條の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを適用する。

第八十五條 証券取引所委員会は、第八十二條の規定による登録の申請があつた場合において、左の各号の一に該当するものがあると認めるときは、又は登録申請書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に違反し、又は有価証券市場における買収取引の公正を確保し、且つ、投資者を保護するために十分でないとき

二 役員のうち第三十一條第一号乃至第五号の一に該当する者のあるとき

三 当該証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものでないとき

第三十六條の規定は、前項の規定による登録の拒否について、これを適用する。

第八十六條 証券取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務の外、これを営むことができない。

第八十七條 証券取引所は、二以上の有価証券市場を開設してはならない。

第八十八條 証券取引所の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地及び有価証券市場を開設する地

四 基本金及び出資に関する事項

五 会員に関する事項

六 会費信託金に関する事項

七 業務の執行に関する事項

八 役員に関する事項

九 業務の執行に関する事項

十 上場有価証券に関する事項

十一 会計に関する事項

十二 公告の方法

非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、証券取引所に、これを準用する。

第九十條 証券取引所の役員は、証券業者に限る。

第九十一條 証券取引所は、その定款において、会員の営業用純資本額の最低額を定めることができる。

第九十二條 会員の営業用純資本額が前項の規定により証券取引所の定める額を下ることとなつたときは、証券取引所は、その者の有価証券市場における買収取引を停止し、且つ、その旨を証券取引委員会に通知しなければならない。

前項の場合において、当該会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復したときは、証券取引所は、前項の規定による買収取引の停止を解除しなければならない。

第九十三條 第二項の場合において、会員の営業用純資本額が六箇月以内に第一項の規定により証券取引所の定める額以上に回復しないときは、証券取引所は、当該会員の除名をしなければならない。

第九十四條 第二項及び第三項の規定は、前項の営業用純資本額に、これを適用する。

第九十二條 会員の定款の定めるところにより、出資をしなければならない。

第九十三條 会員の定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員の除名を要するときは、これを譲り渡すことができる。

第九十五條 前條に規定する場合の外、役員は、左の事由によつて脱退する。

一 役員たる資格の喪失

二 死亡又は離散

三 除名

第九十六條 役員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を拂戻さなければならない。

第九十七條 役員は、定款の定めるところにより、証券取引所に對し、会費信託金を預託しなければならない。

第九十八條 証券取引所は、その定款において、法令に基いて行つた行政官廳の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をなした役員に對し、十万円以下の懲罰を課し、その者の有価証券市場における買収取引の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九條 役員が脱退した場合において、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の役員をして、その有価証券市場において

なした買収取引を終了させなければならない。この場合において、本人又はその一般承継人は、その買収取引の終了の目的の範圍内において、なおこれを会員とみなす。

前項の規定により証券取引所が他の役員をしてその買収取引を終了させるときは、本人又はその一般承継人と他の役員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

第三節 管理

第一百條 証券取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

役員は、定款の定めるところにより、役員が、これを選舉する。

第三十一條第一号乃至第五号の規定に該当する者は、役員となることができない。

第一百條 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を總理する。

理事長は、定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事を輔佐して証券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員のときはその職務を行ふ。

第四百四條 証券取引委員会は、理事又は監事の職務を行ふ者でない場合において、必要があるとき、これを臨時に委任する。

第二百四條 証券取引所は、左の方法による外、金貨信託金として所託を受けたものを運用することができない。

第二百五條 証券取引所は、左の方法による外、金貨信託金として所託を受けたものを運用することができない。

第二百六條 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を他に漏らし、又は濫用してはならない。

第二百七條 有價証券市場における買取引は、当該有價証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、これをなすことができる。

第二百八條 証券取引所は、その業務規程において、左に掲げる事項に關する細則を定めなければならない。

一 買取引の種類及び期限
二 立会の開閉
三 立会の停止
四 買取引の契約の締結の方法
五 受渡その他の決済方法
六 前各号に掲げる事項の外買取引に關し必要な事項

証券取引所は、その業務規程を變更したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第二百九條 証券取引所は、臨時に立会を開閉し又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三百十條 証券取引所は、第三百十三條に規定する場合の外、有價証券の發行者の申請により当該証券取引所に登録した有價証券に限り、これを買取引のため上場することができ。

第三百十一條 有價証券の發行者が、前條の規定による申請をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した登録申請書を当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 目的及び名称
二 資本又は出資に關する事項
三 事業
四 当該有價証券及びその者の發行するその他の有價証券の銘柄、券面額及び発行枚数
五 当該有價証券及びその者の發行するその他の有價証券の登録申請日前三箇年以内における募集又は賣出の條件
六 役員、主要株主及び当該有價証券の引受人が所有する当該有價証券の枚数
七 当該有價証券の分布状況
八 役員その他の者（使用人を除く。）に對し申請日前一箇年間に對して支拂つた報酬の總額及び同期間内において合計二十万円を超える報酬を受けた者があるときは、その氏名及び報酬の額

前項第七号に掲げる事項は、証券取引委員会規則で定めるところにより、これを記載しななければならない。

第一項の規定による登録申請書には、左に掲げる書面を添附しなければならない。

一 定款
二 最近三事業年度の貸借對照表
三 最近三事業年度の損益計算書

証券取引委員会は、必要があると認めるときは、第一項の規定による登録申請書に記載すべき事項を追加し、又は省略することを証券取引委員会規則で定めることができる。

第三百十二條 証券取引所は、前條の規定による登録申請書を受領した場合において、定款の定めるところにより審査し、適當と認めるものについて登録しようとするときは、その旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

証券取引所は、前項の規定により証券取引委員会に届出した有價証券については、証券取引委員会が当該届出を受理した日から三十日を經過した日又は証券取引委員会が三十日に満たない期間を定め、当該有價証券取引所に通知した場合に、これを登録しななければならない。

前項の規定による登録は、当該証券取引所に備える上場有價証券登録簿に当該有價証券の發行者の名称、当該有價証券の銘柄及び登録年月日を記載して、これを行ふ。

第三百十三條 証券取引所は、左の各号の一に該當する有價証券について、証券取引委員会に申請し、その承認を受けた場合においては、前條第三項の規定による登録をしない、これを賣取引のため上場することができ。

一 当該証券取引所の所在する都道府県以外に所在する他の証券取引所に前條第三項の規定により登録されているもの
二 当該有價証券について第四條第一項の規定による届出がその効力を生じているもの
三 第二十四條の規定による報告書が引き續き提出されている場合に限る。

て、当該証券取引所の所在する地方において当該有價証券が廣く分布され、且つ、その賣買その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に賣取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるという事を認めるのに十分な資料が提出されな

るときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を與えないことができる。

証券取引所は、第一項第一号に規定する有價証券について、前條第三項の規定による登録がすべて抹消された日以後においては、その上場を廃止しななければならない。

第三百十四條 証券取引所又は当該証券取引所に上場されている有價証券の發行者は、上場有價証券の上場の廃止については、証券取引委員会に申請してその承認を受けなければならない。

証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該有價証券の上場を維持することが公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該申請者に通知して審問を行つた後、理由を示し同項の承認を與えないことができる。

証券取引所は、前項の規定による有價証券の上場の廃止を受けた場合においては、その旨を証券取引委員会に通知して審問を行つた後、当該証券取引所に對し、理由を示し当該有價証券（賣取引を停止し）又は上場を廃止することを命ずることができ。

第三百十五條 証券取引所は、第三百十三條第一項の規定の場合又は同條第三項若しくは前條の規定により上場を廃止した場合においては、遅滞なくその旨を当該有價証券の發行者に通知しななければならない。

第三百十六條 証券取引所は、第三百十三條第三項の規定による登録をした有價証券の上場を廃止したときは、その備える上場有價証券登録簿につき、当該有價証券に關する登録を抹消しななければならない。

第三百十七條 証券取引所は、その上場する有價証券について、その賣取引を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三百十八條 証券取引所が第三百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の發行者は、事業年度ごとに、当該証券取引所の定める様式により、当該有價証券に關する報告書を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを当該証券取引所に提出するとともに、その写を証券取引委員会に提出しななければならない。

第三百十九條 証券取引委員会は、証券取引所が第三百十二條第三項の規定による登録をした有價証券の發行者がこの法律、この法律に基く命令又は証券取引委員会規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該發行者に通知して審問を行つた後、当該証券取引所に對し、理由を示し当該有價証券（賣取引を停止し）又は上場を廃止することを命ずることができ。

第二百二十條 第一百十條乃至前條の規定は、國債証券、地方債証券又は別に証券取引委員会規則で定める有價証券については、これを適用しない。

第二百二十一條 會員が有價証券市場における買取引に基く債務の不履行に因り他の會員に對し損害を與えたときは、その損害を受けた會員は、その損害を與えた會員の會員信託金について、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利がある。

第九十七條第四項の規定による有價証券市場における買取引の委託者の優先權は、前項の優先權に對し、優先の効力を有する。

第二百二十二條 証券取引所は、その開設する有價証券市場における毎日の總買取引高及びその上場する有價証券の銘柄別に毎日の買取引の成立價格を当該有價証券市場に掲示しなければならない。

証券取引所は、その上場する有價証券の銘柄別に毎日の最高、最低及び最終價格を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第二百二十三條 証券取引所は、証券取引委員会規則で定めるところにより、毎日及び毎月の当該証券取引所の開設する有價証券市場における相場及び買取引高報告書を作成し、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

第二百二十四條 第九十九條の規定は、會員の有價証券市場における買取引がその法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に、これを準用する。

第二百二十五條 何人も、他人をして

証券取引所に上場する有價証券の買取引が繁盛に行われてゐると誤解させる等当該有價証券の買取引の状況に關し他人に誤解を生ぜしめる目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

一 当該有價証券について、その權利の移轉を目的としない仮装の買取引をなすこと

二 自己のなす買付と同時に、他人が当該有價証券を買付けることを予めその者と通謀の上、当該買付をなすこと

三 自己のなす買付と同時に、それと同價格において、他人が当該有價証券を買付けることを予めその者と通謀の上、当該買付をなすこと

四 前各号に掲げる行為の委託又は受託をなすこと

何人も、有價証券市場における有價証券の買取引を誘引する目的を以て、左に掲げる行為をしてはならない。

一 單獨で又は他人と共同して、当該有價証券の買取引が繁盛であると誤解させ、又はその相場を變動させるべき一連の買取引又はその委託若しくは受託をなすこと

二 当該有價証券の相場が自己又は他人の市場操作によつて變動するべき旨を流布すること

三 当該有價証券の買取引をなすにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生ぜしむべき表示を故意になすこと

何人も、單獨で又は他人と共同して、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則

で定めるところに違反して、有價証券の相場を釣付け、固定し、又は安定する目的を以て、有價証券市場における一連の買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない。

第二百二十六條 前條の規定に違反した者は、当該違反行為に因り形成せられた價格により有價証券市場における当該有價証券の買取引又はその委託をなした者が当該買取引又は委託につき受けた損害を賠償する責に任ずる。

前項の規定による賠償の請求權は、請求權者が前條の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第二百二十七條 証券取引委員会は、會員が自己の計算において若しくは顧客から有價証券の買取引について買取引の別、銘柄、数量及び價格の決定を一任されてその者の計算において行つた買取引を制限し、又は會員のなす過當な數量の買取引であつて有價証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項を証券取引委員会規則で定めることができる。

第五節 有價証券市場における買取引の受託

第二百二十八條 會員は、本店若しくは支店その他の營業所又は代理店以外の場所を、有價証券市場における買取引の受託の取扱をなす場所としてはならない。

本店以外の營業所又は代理店を有價証券市場における買取引の受託の取扱をなす場所としようとするときは、會員は、その所屬する証券取引所の承認を受けなければならない。

第二百二十九條 有價証券市場における買取引の委託を受けた會員又は會員に對する買取引の委託を媒介し、取次し若しくは代理することを引き受けた者は、有價証券市場において買付若しくは買付をせず、又は會員に對しその媒介、取次若しくは代理をしない、自己がその相手方となつて、買取引を成立せしめてはならない。

會員が前項の規定に違反したときは、証券取引所は、当該會員に對し十萬圓以下の過意金を課し、その者の有價証券市場における買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

第二百三十條 會員は、有價証券市場における買取引の受託については、その所屬する証券取引所の定める受託契約規則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約規則において、左に掲げる事項に關する細則を定めなければならない。

一 買取引の受託の條件

二 受託その他の決済方法

三 買取引の受託についての信用の供與に關する事項

四 委託手数料の料率及び徴收の方法

証券取引所の承認を受けなければならない。

証券取引所は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

第二百三十一條 有價証券市場における買取引の委託を受けた會員又は會員に對する買取引の委託を媒介し、取次し若しくは代理することを引き受けた者は、有價証券市場において買付若しくは買付をせず、又は會員に對しその媒介、取次若しくは代理をしない、自己がその相手方となつて、買取引を成立せしめてはならない。

會員が前項の規定に違反したときは、証券取引所は、当該會員に對し十萬圓以下の過意金を課し、その者の有價証券市場における買取引を六箇月以下停止し、又はこれを除名しなければならない。

第二百三十二條 會員は、委託を受けた有價証券市場における買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、買取引報告書を作成し、買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

第二百三十三條 何人も、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、左に掲げる行為をしてはならない。

一 有價証券を有しないのでその買付をなすこと

二 有價証券の相場が委託當時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときに直ちにその買付をなし、又は有價証券の相場が委託當時の相場より下落して自己の指値以下となつたときに直ちにその買付をなすべき旨の委託をなすこと

第六節 解散

第二百三十四條 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

一 定款に定めた事由の発生

二 總會の決議

三 會員の数が五人以下となつたとき

四 破産

五 証券取引所の登録の取消

て、委託者から証券取引所の定める委託手数料を徴しなければならない。

第二百三十二條 會員は、委託を受けた有價証券市場における買取引が成立したときは、証券取引委員会規則で定める様式により、買取引報告書を作成し、買取引の成立後四十八時間以内に、これを委託者に交付し、又は発送しなければならない。

第二百三十三條 何人も、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるところに違反して、左に掲げる行為をしてはならない。

一 有價証券を有しないのでその買付をなすこと

二 有價証券の相場が委託當時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときに直ちにその買付をなし、又は有價証券の相場が委託當時の相場より下落して自己の指値以下となつたときに直ちにその買付をなすべき旨の委託をなすこと

第六節 解散

第二百三十四條 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

一 定款に定めた事由の発生

二 總會の決議

三 會員の数が五人以下となつたとき

四 破産

五 証券取引所の登録の取消

前項の場合においては、証券取引委員会は、証券取引所登録原簿につき、当該証券取引所に關する登録を抹消する。

第二百三十五條 残余財産は、定款又は總會の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを會員に

分配しなければならない。

第三百三十六條 民法第六十九條、第七十條、第七十八條乃至第七十六條、商法第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十八條、第二百二十九條、第三百一十一條、第四百十九條及び第四百二十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五百第二項第三項、第五百三十八條第一項、第五百三十七條及び第五百三十八條の規定は、証券取引所の解散の場合に、これを準用する。但し、民法第七十條及び第七十四條中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替へるものとする。

民法第四十四條、第五十四條、第五十七條、第六十條及び第六十一條の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

第七節 登記

第三百三十七條 証券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることにより成立する。

前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第三百三十八條 設立の登記は、第八十三條第二項の規定による証券取引委員会からの通知があつた日から二週間以内、これをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 証券取引委員会の備える証券取引所登録原簿に登録された年月日

五 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は理由

六 資本金及び拂い込んだ出資金額

七 出資一口の金額及びその拂込方法

八 理事長、理事及び監事の氏名及び住所

九 理事に代表権を與えたときは、その代表権の範圍

十 公告の方法

証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内、従たる事務所のある所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

第三百三十九條 証券取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所のある所在地においては二週間以内、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、あらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することにより足りる。

第四百十條 証券取引所が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地において二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十三條第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十三條第二項に掲げる事項を登記し、これを四週間以内に同項に掲げる事項を登記しな

ければならない。

同一の登記所の管轄区域内において、主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることにより足りる。

第四百十一條 第三百三十八條第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所のある所在地においては二週間、従たる事務所のある所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

第三百三十八條第二項第六号に規定する事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所のある所在地においては四週間、従たる事務所のある所在地においては五週間以内に、これをする

ことができる。

第四百十二條 証券取引所が解散したときは、破産の場合の外、主たる事務所のある所在地においては二週間、従たる事務所のある所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第四百十三條 証券取引所は、清算人の職務の日から、主たる事務所のある所在地においては二週間、従たる事務所のある所在地においては三週間以内に、左の事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名及び住所

二 清算人が証券取引所を代表しない者があるときは、証券取引所を代表すべき者の氏名

三 数人の清算人が共同して証券取引所を代表すべき定めがあるときは、その定

第四百四十一條 第一項の規定は、前項の登記に、これを準用する。

結了したときは、清算人は、第三百三十六條第一項において準用する商法第二百二十七條の規定があつた後、主たる事務所のある所在地においては二週間、従たる事務所のある所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

第四百四十五條 証券取引所の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局長又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、証券取引所登記簿を備える。

第四百四十六條 証券取引所の設立の登記は、役員、監事の申請によつて、これをする。

前項に規定する設立の登記の申請書には、定款並びに出資の持込及び役員、監事の職務があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第四百四十七條 第三百三十八條第三項の規定による登記は、理事長の申請によつて、これをする。

第四百四十八條 証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移轉その他第八十三條第二項に掲げる事項の変更の登記は、理事長又は清算人の申請によつて、これをする。

前項に規定する登記の申請書には、従たる事務所の新設又は移轉の事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第四百四十九條 証券取引所の解散の登記は、破産の場合及び第三項に規定する場合の外、清算人の申請によつて、これをする。

前項の規定による登記の申請書には、解散の事由を証する書面及び理事長又は清算人が清算人でない

場合においては、清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

証券取引所が証券取引委員会の登録の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、証券取引委員会の委託によつて、これをする。

第四百五十條 第四百四十三條の規定による登記は、清算人の申請によつて、これをする。

同條第一項の規定による登記の申請書には、理事長又は理事が清算人とならない場合においては、申請人の資格を証する書面を添付しなければならない。

同條第二項の規定による変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第四百五十二條 第四百四十四條の規定による登記の申請書には、清算人が第四百三十六條第二項において準用する商法第二百二十七條の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第四百五十三條 証券取引所手続法第四百三十二條乃至第四百五十一條ノ六及び第四百五十四條乃至第四百五十七條の規定は、この法律による登記に、これを準用する。

第八節 監督

第四百五十四條 証券取引委員会は、公費又は徴収金に充てる必要且つ公益であると認めるときは、証券取引所に対しその業務若しくは財産に關し審査となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該報告若しくは資料を徴収する。

証券取引所が証券取引委員会の報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該報告若しくは資料を徴収する。

証券取引所が証券取引委員会の報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該報告若しくは資料を徴収する。

務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第百五十五條 証券取引委員会は、証券取引所が左の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し当該各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 法令若しくは法令に基いてする行政官廳の処分違反し、又は會員若しくは当該証券取引所に上場されている有價証券の發行者がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員會規則又は当該証券取引所の定款に違反した場合において、これらの者に対し法令又は定款を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基く命令若しくは証券取引委員會規則又は定款により認められた権能を行使せずその他必要の措置をなすことを怠つたときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止若しくはその業務の一部の禁止を命ずること

二 証券取引所の行為又はその開設する有價証券市場における買取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるときは、十日以内の期間を定めて買取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は内閣の議を経て、三箇月以内の期間を定めてその業務の全部の停止を命ずること

第百五十六條 証券取引委員會は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則及び取引の慣行について、証券取引所に対し通知して審問を行つた後、理由を示し有價証券市場における買取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要且つ適當であると認める変更その他の処分を命ずることが出来る。

第百五十七條 証券取引委員會は、証券業者のなす有價証券の買取引その他の取引又は會員のなす有價証券市場における買取引に関する争ひについては、当事者の申立があつたときは、その争ひの解決を図るため仲介をしなければならぬ。

第百五十八條 前條の規定による申立は、左に掲げる事項を記載した書面を証券取引委員會に提出し、これをしなければならぬ。

一 申立人の氏名又は名称、職業及び住所

二 争ひの相手方の氏名又は名称、職業及び住所

三 申立の趣旨

四 争ひの事情

五 参考となる書類の表示

第百五十九條 証券取引委員會は、前條の規定による申立を受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、その意見を聞いて、仲介を行ふ。

前項の出頭を求められた当事者は、自身で出頭しなければならぬ。但し、已むを得ない事由がある場合においては、証券取引委員會の承認を受けて、代理人をして出頭させることができる。

第百六十條 証券取引委員會は、仲介に基く協定案を作成し、争ひの当事者に示し、その受諾を勧告する。

第百六十一條 当事者は、前條の協定案を受諾したときは、協定書を作成し、その双方が署名押印した上、これを証券取引委員會に提出しなければならない。

第百六十二條 当事者が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず、その一方が協定を履行しないときは、その相手方はその旨を証券取引委員會に報告するものとす

第百六十三條 証券業者又は會員が仲介に基く協定案を受諾したにもかかわらず協定を履行しないときは、証券取引委員會は、当該証券業者又は會員に対し、通知して審問を行つた後、三箇月以内の營業の停止又は有價証券市場における買取引の停止を命ずることが出来る。

第百六十四條 証券取引委員會は、当事者の一方又は双方が第百六十條の規定による協定案を受諾することを拒否した場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当事者の秘密を除き仲介の経過及び協定案を理由を示し公表することが出来る。

第七章 証券取引委員會

第百六十五條 この法律の目的を達成するため、証券取引委員會を置く。

証券取引委員會は、大蔵大臣の所轄に属する。

第百六十六條 証券取引委員會は、委員三人を以て、これを組織する。

委員は、學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、これを命ずる。

委員は、これを一級の官吏とする。

第百六十七條 委員の任期は、五年とする。但し、前任者の任期満了前に補充任命を受けた委員は、前任者の残任期間在任するものとする。

委員は、再任されることが出来る。

第百六十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合の外、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けた場合

二 懲戒免官の処分を受けた場合

三 禁錮以上の刑又はこの法律により罰金以上の刑に処せられた場合

四 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務に關して不當な行爲をなしたと内閣総理大臣が認めた場合

第百六十九條 前條第一号、第三号及び第四号の場合においては、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

第百七十條 証券取引委員會に委員長を置き、委員のうちから、これを互選する。

委員長は、証券取引委員會の会務を総理し、証券取引委員會を代表する。

証券取引委員會は、予め委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

第百七十一條 証券取引委員會の事務を処理させるため、証券取引委員會に事務局を附置し、政令の定めるところにより所要の職員を置く。

前項の職員は、これを一級、二級又は三級の官吏とする。

事務局の職員の任免及び級級は、一級及び二級のもののについては、内閣総理大臣の推薦により証券取引委員會がこれを行い、三級のもののについては、証券取引委員會がこれを行ふ。

証券取引委員會事務局の内部組織は、証券取引委員會が、これを定める。

第百七十二條 委員の報酬は、別にこれを定める。

委員の報酬は、その意に反してこれを減額することができない。

第百七十三條 証券取引委員會は、この法律を施行するため必要があると認める場合においては、専門家をその嘱託として任命することが出来る。

前項の嘱託の報酬は、証券取引委員會が、これを定める。

第百七十四條 証券取引委員會は、その監督の下に、財務局をして、この法律の施行に関する事務の一部を掌らしめることができる。

第百七十五條 委員及び証券取引委員會規則で定める証券取引委員會の職員は、左の各号の一に該当する行爲をなすことができない。

一 國會若しくは地方公共團體の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二 内閣総理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること

三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行ふこと

第百七十六條 委員、証券取引委員會の職員若しくは第百七十四條の規定によりこの法律の施行に関する事務の一部を掌る財務局の職員又はこれらの職にあつた者は、この法律の規定による職務執行に關して知得た秘密を他に漏らし、又は傍用してはならぬ。

第百七十七條 証券取引委員會は、その職務を行ふため必要があると認める場合においては、公廳を開いて一般の意見を求めることができる。

第百七十八條 証券取引委員會は、この法律の適正な運用を図るため、有價証券に關する調査を公表することが出来る。

第百七十九條 証券取引委員會は、大蔵大臣を經由して、國會に對し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

証券取引委員會は、大蔵大臣を

經由して、國會に對し、この法律の目的を達成するために必要な事項に關し、意見を提出することが出来る。

第百八十條 証券取引委員會は、この法律の施行のため必要な予算の作成に關し、必要がある場合は、この意見を内閣に提出することが出来る。

第百八十一條 証券取引委員會は、この法律を施行し及びこの法律の規定による禁止又は制限を免れる行為を防止するため公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認める事項について、証券取引委員會規則を定め、改正し、又は廢止することが出来る。

第八章 雜則

第百八十二條 証券取引委員會は、この法律の規定により審問しようとする場合において、審問される者が正当の事由がなくこれに應じないときは、審問を行わないで当該規定に定める処分をすることが出来る。

証券取引委員會が審問しようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明かにして、これをしなければならぬ。審問は、すべてこれを公開しなければならない。但し、審問される者の業務に關する秘密を保つた必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことが出来る。

審問は、証券取引委員會の委員又は証券取引委員會が指定する証券取引委員會の職員が、これを行う。

証券取引委員會は、この法律の規定による審問を行つた場合においては、その記録を作成し、これを十年間保存しなければならない。

第百八十三條 証券取引委員會は、第百五十七條の規定による仲介、この法律の規定による審問又は第百八十七條の規定による申立について、必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることが出来る。

一 關係人又は參考人に出頭を命じてその意見を聴取し、又はこれらの者から意見若しくは報告を提出させること
二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること
三 關係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと

四 当該官吏をして關係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させること

第百八十四條 証券業者、証券業協會又は証券取引所若しくはその委員は、この法律の他の規定において定める場合の外、証券取引委員會が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員會規則で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、傳票その他業務に關する書類を作成し、これを保存し、又は業務に關する報告を提出しなければならない。

証券取引委員會は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、当該官吏をして、前項の書類について、証券取引委員會規則で定めるところにより、定時又は臨時に検査をさせることが出来る。

第百八十五條 第二十六條、第五十條第二項、第五十五條、第七十六條（第七十九條において適用する場合を含む）、第百五十四條、第百八十三條第四号又は前條第二項の規定により、当該官吏をして検査させる場合においては、これにその身分を示す証票を携帯させなければならない。

当該官吏は、検査に際し、その携帯する証票を検査の相手方に示さなければならない。

第百八十六條 第百八十三條第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた參考人又は鑑定人は、命令の定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することが出来る。

第百八十七條 裁判所は、緊急の必要があり、且つ、公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、証券取引委員會の申立により、この法律、この法律に基く命令又は証券取引委員會規則に違反する行為をなし、又はなそうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることが出来る。

裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することが出来る。

前二項に規定する事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

第一項及び第二項に規定する裁判は、非訟事件手続法により、これを行う。

第百八十八條 証券取引所に上場されている株式の發行会社の役員及び主要株主は、証券取引所が第百十二條第三項の規定による登録をする時の現在においてその有する当該会社の株式の種類及び数に關する報告書を、登録があつた日の後十日以内に証券取引委員會に提出しなければならない。

第百八十九條 第三項の規定による登録があつた日の後において会社の役員又は主要株主となつた者は、役員又は主要株主となつた日の現在において有する株式の種類及び数に關する報告書を、その日の後十日以内に証券取引委員會に提出しなければならない。

会社の役員又は主要株主は、前二項の規定により報告をした株式の數に異動があつた場合においては、その異動に關する報告書を、異動があつた日の属する月の翌月十日までに証券取引委員會に提出しなければならない。

会社の役員又は主要株主でなくなつた者は、その旨を証券取引委員會に届け出なければならない。

第一項乃至第三項の規定による報告書は、証券取引委員會規則で定める様式により、これを作成しなければならない。

第百九十條 会社の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用すること防止するため、その者が当該会社の株式について、その買付をした後六箇月以内に買付をし、又は賣付をした後六箇月以内に買付をし、利益を得た場合に對し、又は当該会社は、その利益を会社に提供すべきことを請求することが出来る。

当該会社の株主が会社に対し前項の規定による請求をなすべき旨を要求した日の後六十日以内に会社が前項の規定による請求をしない場合には、当該株主は、

会社に代位して、その請求を行うことが出来る。

前二項の規定により会社の役員又は主要株主に對して請求する権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

前二項の規定は、主要株主が買付をし若しくは賣付をした日以後の時期において主要株主でない場合又は証券取引委員會規則で定めるところにより前二項の規定の適用が除外された場合において、これを適用しない。

第百九十一條 何人も、有價証券市場に類似する施設を開設してはならない。

何人も、前項の施設により買収取引をしてはならない。

第百九十二條 証券取引委員會の処分不服のある者は、管轄裁判所に對しその取消又は変更の訴を提起することが出来る。

第百九十三條 証券取引委員會は、この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に關する書類が計理士の監査証明を受けたものでなければならぬ旨を証券取引委員會規則で定めることが出来る。

第百九十四條 何人も、証券取引委員會が公益及び投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員會規則で定めるところに違反して、証券取引所に上場されている株式につき、自己又は第三者に譲渡の行使を代理させることを勧誘してはならない。

第百九十五條 この法律施行の際現に効力を有する他の規定がこの法

律の規定に抵触する場合において、この法律の規定が優先する。

第百九十六條 この法律のある規定が無効であるとされた場合において、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九章 罰則

第百九十七條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

一 有價証券の募集、賣出若しくは買入その他の取引のため又は有價証券の相場の変動を図る目的を以て、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫した者

二 第五十八條、第百二十五條又は第百九十一條第一項の規定に違反した者

三 第八十一條第二項の規定に違反して証券取引所を設立した者

四 第百八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者

第百九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による届出を必要とする有價証券について、その届出の効力が生じていないのに当該有價証券の募集若しくはその取扱又は賣出若しくは買入の取扱をした者

從業者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

一 第六十五條第一項の規定に違反したとき

二 第八十七條の規定に違反したとき

三 第百五十五條の規定による停止又は禁止の処分違反したとき

第百九十九條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は一萬五千圓以下の罰金に処する。

一 第五條の規定による届出書若しくは添附書類(第二十七條において準用する場合を含む)又は第七條第一項の規定による訂正届出書(第二十七條において準用する場合を含む)に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第九條第一項又は第十條第一項の規定による訂正届出書(第二十七條において準用する場合を含む)に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第二十八條又は第八十二條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

四 第六十六條又は第百二十八條第一項の規定に違反した者

により差金の授受を目的とする行為をした者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。但し、刑法第百八十六條の規定の適用を妨げない。

第二百二條 前五條の罪を犯した者は、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二百三條 証券取引所の役員(假理事及び假監事を含む)又は職員が、その職務に関して、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを三年以下の懲役に処する。

前項の場合において、收受した賄賂は、これを没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

第二百四條 第百六條又は第百七十六條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に処する。

第二百五條 左の各号の一に該当する者は、これを一萬圓以下の罰金に処する。

一 第十三條第五項(第二十七條において準用する場合を含む)、第十四條第二項(第二十七條において準用する場合を含む)又は第十五條第二項(第二十七條において準用する場合を含む)第三十三條第二項(第三十三條第三項において準用する場合を含む)を含む、第五十一條、第六十一條、第百二十九條第一項、第百

三十三條、第百九十條又は第百九十四條の規定に違反した者

二 第二十四條、第五十條第一項、第五十三條第一項又は第百八十八條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む)又は第五十五條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四 第三十二條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五 第三十七條、第五十條第二項、第五十四條第一項又は第百八十四條第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六 第四十三條第一項の規定に違反して營業を営んだ者

七 第四十八條又は第百三十二條の規定による報告書を交付若しくは送附せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは送附した者

八 第五十三條第二項の規定による命令に違反した者

九 第五十六條第一項の規定に違反して從事させた者

第百十八條の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三 第百二十七條の規定による証券取引委員会規則に違反した者

十四 第百八十四條第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十五 第二十六條(第二十七條において準用する場合を含む)、第五十條第二項、第五十五條、第七十六條(第七十九條第四項において準用する場合を含む)、第百五十四條、第百八十三條第四項又は第百八十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百六條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした取引所の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一萬圓以下の罰金に処する。

一 第八十四條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出したとき

二 第八十八條第二項、第百八條第二項又は第百三十條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三 第百五條、第百十三條第三項又は第百十四條第三項後段の規定に違反したとき

四 第百十條又は第百十三條第一項の規定に違反して上場したとき

反して登録したとき
六 第四百十四條第一項の規定に違反して上場を廃止したとき
七 第四百十九條の規定による命令に違反したとき
八 第五百十四條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
第二百七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第四百九十七條第二号第三号、第四百九十八條乃至第五百條、第五百五條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。
第二百八條 有價証券の發行者、証券業者若しくは代理店主（これらの者が会社であるときは、役員若しくは支配人）、証券業協會若しくは証券業協會連合会の代表者若しくは役員又は証券取引所の役員（假理事を含む。）若しくは清算人は、左の場合においては、五千元以下の過料に処する。
一 第四百第三項の規定に違反したとき
二 第三十條第三項、第五十六條第一項乃至第三項、第六十二條、第七十二條、第七十七條、第九十九條又は第四百十七條の規定に違反して届出を怠つたとき
三 第四百十二條の規定に違反したとき
四 第六十七條第二項の規定による登録申請書又は第七十條第一項の規定による変更届出書に虚偽の記載をして提出したとき
五 第七十六條の規定による報告

若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき
六 第八十九條において準用する民法第五十一條の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備へ置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき
七 証券取引所の会員の總會に對し不実の申立をなし、又は事実を隠蔽したとき
八 第五百五條の規定に違反したとき
九 第五百五條の規定に違反して通知を怠つたとき
十 第六十六條の規定に違反して登録の抹消を怠つたとき
十一 第六十二條の規定に違反して指示し、又は公表することゝ怠つたとき
十二 第二百二十三條の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき
十三 第二百二十八條第二項の規定に違反したとき
十四 第二百二十八條第三項、第三百六條において準用する民法第七十九條第一項第二項又は同法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき
十六 第六百三十六條において準用する商法第三百十一條に違反して証券取引所の財産を分配したとき
十七 この法律の定める登記をすることを怠つたとき

第二百九條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。
一 第八十三條第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分違反して、出頭せず、陳述せず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
二 第八十三條第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
三 第八十三條第三号の規定による物件の所持者に対する処分違反して、物件を提出しない者
第二百十條 第六十七條第五項又は第七十九條第三項の規定に違反した者（法人であるときは、その代表者）は、千円以下の過料に処する。
附則
第一條 この法律は、その成立の日から三十日を經過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五條の規定は、その施行の日から六箇月を經過した日から、これを施行する。
第二條 有價証券業取締法、有價証券引受業法及び有價証券割賦販賣業法は、これを廢止する。
第三條 取引所法の一部を次のように改正する。
一 題名を次のように改める。
商品取引所法
「取引所を商品取引所」に、「物件」を「二十八條を除く。」を「商品」に改める。
第二條、第十一條ノ四第二項、第十六條ノ二第二項、第十六條ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。

第四條ノ二を削る。
第十一條第一項を削り、同條第四項を次のように改める。
合名會社、合資會社又は株式會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員中、株式會社又ハ有限會社ニ在リテハ其ノ取締役中前二項ニ該當スル者アルトキハ會員又ハ取引員トナルコトヲ得
第十一條ノ二第一項中、「第二項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同條第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第二項若ハ第四項」を「第三項」に改め、同條第三項中「第一項、第三項又ハ第四項」を「第二項又ハ第三項」に改め、同條第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項、第三項若ハ第四項」を「第二項若ハ第三項」に改める。
第十八條中「有價証券ニ在リテハ三箇月」を削る。
第四條 大藏省官制の一部を次のように改正する。
第一條中「有價証券」を「政府所有及保管有價証券」に改め、「取引所」の下に「（證券取引所ヲ除ク）を加ふる。
第七條第六号を次のように改める。
六 取引所（證券取引所ヲ除ク）ニ關スル事項
第五條 この法律施行前になした行為に對する罰則の適用については、旧有價証券業取締法、旧有價証券引受業法及び旧有價証券割賦販賣業法並びに附則第三條の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。
第六條 旧有價証券業取締法、旧有價証券引受業法、旧有價証券割賦販賣業法又は日本証券取引所法の規定により免許を取り消された者

は、第三十一條の規定の適用については、これをこの法律の規定により証券業者の登録を取り消されたものとみなす。
第七條 この法律施行の際現に旧有價証券業取締法により有價証券業を営む者、旧有價証券引受業法により有價証券引受業を営む者若しくは旧有價証券割賦販賣業法により有價証券割賦販賣業を営む者又は銀行若しくは信託會社でこれらの營業を営む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、証券業者とみなす。
前項に掲げる者が同項の期間内に第二百二十八條第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に對する処分の日までも、また、前項と同様とする。
第三十條第二項及び第四十條の規定は、前二項の規定により証券業者とみなされた者については、これを適用しない。
第八條 証券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第六十條の規定にかかわらず登録をしない有價証券を賣買取引のため上場し、又は第六十三條の規定にかかわらず証券取引委員會の承認を受けない有價証券を賣買取引のため上場することができる。
第九條 この法律施行の際現に証券取引委員會の委員である者は、この法律の規定により証券取引委員會の委員に任命されたものとする。この法律施行後最初に証券取引委員會の委員となる者の任期は、第六十七條の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程せられました証券取引法を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告をいたします。現行の証券取引法は昨年三月公布せられたものでありますが、その後同法中の証券取引委員会に關する規定が施行されて、すでに委員の任命を見ておるのでありますが、その他の部分はまだ施行されておらないのであります。今回アメリカの取引所法等に範を採りまして、全般に亘つて改正を行なつて提案されたのが本改正案であるのであります。この法案は、附則を除きまして二百十條に及ぶ廣汎なものであります。改正されました点も僅かに十數條を除く殆んど全部に亘つておるのでありますから、詳細のことを述べますには非常に時間を要します。その中で、これを省略いたします。ただその中の主なる点を申し上げたいと思ひます。

第一が有價証券の募集又は賣出しに關するものに出ています。現行法では株式又は社債の發行に際しまして、すべて届出を必要といたしておるのでありますが、今回公衆に對して募集又は賣出をする者に之を限つたのであります。次に証券業者と証券取引所設立の免許制度を廢し、証券取引委員会に登錄することの制度といたしたのであります。次に証券業者の純資本額におきましても最低額を定めなかつたことといたします。代りに、他の制限を設け、又業者が有價証券の賣買その他の取引について、その顧客

に供與しますことの出来る信用の額を制限いたしましたのであります。尚銀行、信託会社等は、本法施行後六ヶ月を限つて從來通りであるのであります。その後は証券業者を営むことができないことになつたのであります。又証券取引所の設立地区制度は廢止したのであります。次に証券業者又は証券取引所の會員の行いする賣買その他の取引につきまして、相場、操縦、過當投機等を取締る詳細な規定を設けておるものであります。尚証券取引委員会の権限を強化し、これは大藏大臣の所轄に屬するものといたします。その組織及び権限は大体公正取引委員会に準ずるものとしまして、本法の施行に關する規則を制定することができるといたしたのであります。又会社の役員又は主要株主が、その職務又は地位によりまして得ましたところの秘密を不当に利用することを防止し、その者に、その者が当該会社の株式を賣買して得ました利益を会社に提供せしめるといふ制度を設けておるのであります。その他罰則を強化いたしておるのであります。施行期日につきましては、この法律の成立の日から三十日経過した日から施行するといふことになつておるのであります。その外、第二章の規定とか第六十五條の規定といふように分けて施行期日を定めておるのであります。

本法案は只今申し上げましたように大変複雑なものであります。委員会も前後七回に亘りまして慎重審議をいたしましたのであります。その御質問も各條項に亘りましていろいろ御質問もあつたのであります。これは速記

録に載ることをお許し願ひまして、その主なるものを二三御紹介をいたすことに止めたいと思ひます。

先ず第一は、第六十五條に關係することでありまして、銀行、信託会社等が有價証券の賣買等を營業とすることはできないことになつておるのであります。これは従來のものから、從來これを営んで健全投資の育成、証券の民主化のために貢獻し來つて、又それによつて相当利益を上げておつたのであるが、これを何故に禁止したかといふ質問に對しましては、金融機關及び有價証券業者には、それ／＼本來の目的がある／＼本質的な機能を發揮せしむることが經濟民主化の目的を達するゆゑであるといふ趣旨で、さうにしたのであるといふことであつたのであります。又但書において、銀行が顧客の畫面による注文を受けて、その計算において有價証券の賣買をすることとを許して、何故に信託会社にはこれを認めないかといふ質問に對しましては、銀行は當座預金等の短期の預金を持つておりまして、それで有價証券を買つてくれといふような注文がありました時に、サービスといたしましてこれをすることを認めたのである。信託会社は財産の管理が本來の目的でありまして、金銭信託以外の、金銭の信託をした者が、信託契約で、その金で以て会社が適當であると認める証券とか、又はそれを買つてくれといふようなことを指定して証券を買つて貰ふといふような場合には、その信託契約に基いて証券を賣買することは差支えないといふ答弁であつたのであります。

す。この点につきましては衆議院におきまして修正があつたのであります。即ち第六十五條の第一項但書の中に「投資の目的を以て」とあります。下に「又は信託契約に基いて信託をなす者の計算において」ということを加へる。この修正があつたのであります。

尚この本條に關しましては松嶋委員から、近く金融法案の制定されるような場合に、信託会社が銀行業務を兼營することを希望するやうな場合には、その兼營を認めるかといふ御質問に對しましては、銀行局長からいたしまして、將來新しい情勢に應じて、金融機關についても金融法案といふやうなものを立案する必要があるが、目下研究中であるのであるが、未だはつきりしたことを申述するまでに達しておらないと思つておるが、ただ自分としては、金融法案等で信託業者が銀行業務を兼營をやりたいといふ希望がある時にはこれを認めて行くのが適當ではないかと考えておるのである。若しやうな方法が各方面で是認されることとなりますれば、信託会社も本法案におきまして銀行と同じ立場に立つて、第六十五條第一項但書の規定がそのまま適用せられることになると考えておるといふ答弁であつたのであります。次に非常に問題になりましたのは第六十八條に關する点であります。先ずこの有價証券市場におきまして賣買取引の種類及び期限は、取引所の業務規程に定めるといふことになつておるのであるが、如何なる構想を以て今政府としては持つておるのであるか、契約取引に限つて、清算取引を認めないかであるか、といふやうな御質問に對しまして

は、この法律案はアメリカの法律に範を取つておるのであります。従つて賣買取引の種類もアメリカの取引所におきましてものを十分參照して決定する措置を取りたいと考えておるのである。アメリカでは主として即日の取引、即ちキャッシュと翌々日の取引、即ちレギュラー・ウェイが行われておるのであるが、即日取引は純然たる実物取引であり、翌々日の取引は実物取引の清算取引であるのであります。この翌々日取引を行うためには、貸株の制度又は金融についての市場が必要であるのであります。我々が國の現狀におきましてはこの方法を全面的に行うのは未だ適當でないと思はれるので、当初は適當な或る銘柄を選んで実施して、順次拡張して行くのがいいではないかといふやうに考えておる。以前に行われておりましたところの先物の清算取引は、有價証券につきましては、インフレーションの現在におきまして過當な投機を助長する作用が大きいと思はれるので、今日は先ず行わない方がよいと考えておるといふやうな答弁であつたのであります。それにつきまして、向レギュラー・ウェイの方法に則るといたしましては、貸株の制度とかコール・マネーの市場とかいふやうな各條件が整わなければ、現物取引の名の下に清算取引が行われるやうなことになると思つて、現在これらの制度についての見直しはどうであるかといふやうな御質問があつたのであります。これには証券取引所委員長の徳田氏が説明員として答弁したのであります。が、今日の貸株の制度は、我が國に十分発達してないので、多少の懸念は

あるのであるが、会員同志が集つて相
当貸株の準備をして、又は銀行、保
險会社、信託会社等と連絡をして、その
方面から株の融通を受けることもでき
ると思つておる、又信託会社等からも
協力援助しようというふうなお話も聞
いておるのである、東京、大阪等にお
きまして、この貸株制度を完全にする
ように適當な措置を考案されておる
ということも聞いておる、又金融のこ
とについては左様心配はないと思はれ
る、というふうな答へがあつたのであ
ります。又限月取引のような清算取引
でも、これを嚴重に行わして行つたな
らば必ずしも過當投機とはならな
い、むしろ流通の円滑化又は暴騰暴落
を防ぐに効果があると思われるが、ど
うであるかというふうなお尋ねに對し
ましては、限月取引のような長期的な
清算取引は、多年我が國に培われて來
ておるところの獨得な制度であるので
あつて、弊害もあることはあるが、そ
の長を採れば將來必ずしも排斥すべき
制度ではないと考へて研究をしてお
るのであつて、他日關係方面の了解も
得られれば大いに考究せらるべきもの
であると思つておる、というふうな答
へがあつたのであります。その他証券
業協會に關しましてのいろいろ問題
、或いは証券取引委員會に關しま
する問題であるとか、証券業者が各地に
繰出するようになつて、これらに對して
取締を如何にするかというふうな問題
であるとか、それから証券は非常に沢
山これから民主化されるべきである
が、それについて証券金融に關する問
題であるとか、或いは法人課税の問題
であるとか、或いは從來あつた取引所

の担保というものがなくなるのである
が、これに對する政府の考へとか、い
ろいろな点につきまして御質疑應答が
あつたのであります、これらの点
はすべて速記録に譲ることをお許し願
いたいと思つております。

かくて質疑を終了いたしました討論
に入りましたところ、別に御発言もあ
りませんで、採決いたしましたところ
、多數を以て衆議院の修正されまし
たる原案に對して、これを可決すべき
ものなりと決定をいたしました次第であ
ります。これを以て御報告を終わります。
(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多數〕
○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。
本日はこれにて延會いたしましたのと存
じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。明日は午後二時より開會いた
します。議事日程は決定次第公報を以
て御通知いたします。本日はこれにて
散會いたします。

午後二時四十五分散會

出席者は左の通り。

- 議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君
議員 中西 功君 藤田 芳雄君
齋藤 傳一君 千田 正君
栗山 良夫君 岩間 正男君

- | | |
|--------|--------|
| 星野 芳樹君 | 池田 恒雄君 |
| 佐々木良作君 | 赤木 正雄君 |
| 尾崎 行雄君 | 木下 展雄君 |
| 堀越 儀郎君 | 宮城タマヨ君 |
| 宿谷 榮一君 | 加賀 操君 |
| 小野 哲君 | 新谷寅三郎君 |
| 藤井 丙午君 | 西郷吉之助君 |
| 松井 道夫君 | 服部 教一君 |
| 松村眞一郎君 | 姫井 伊介君 |
| 伊藤 保平君 | 飯田精太郎君 |
| 小杉 イ子君 | 田村 文吉君 |
| 野田 俊作君 | 柏木 康治君 |
| 岡部 常君 | 岡村文四郎君 |
| 早川 慎一君 | 北條 秀一君 |
| 鎌田 邊郎君 | 矢野 西雄君 |
| 山本 勇造君 | 鈴木 直人君 |
| 岡本 愛祐君 | 駒井 藤平君 |
| 高橋龍太郎君 | 東浦 庄治君 |
| 佐藤 尚武君 | 楠見 義男君 |
| 下條 康磨君 | 河井 彌八君 |
| 佐佐 弘雄君 | 中村 正雄君 |
| 千葉 信君 | 大野 幸一君 |
| 下條 恭兵君 | 丹羽 五郎君 |
| 河崎 ナツ君 | 金子 洋文君 |
| 三木 治朗君 | 田中 利勝君 |
| 原口忠次郎君 | 宇都宮 登君 |
| 井上なつゑ君 | 鈴木 憲一君 |
| 原 虎一君 | 羽生三三七君 |
| 若木 勝藏君 | 太田 敏見君 |
| 安部 定君 | 吉川末次郎君 |
| 天田 勝正君 | 植竹 春彦君 |
| 油井賢太郎君 | 石川 一鶴君 |
| 平野善治郎君 | 安達 良助君 |
| 小杉 繁安君 | 高橋 啓君 |
| 小林 勝馬君 | 深川タマエ君 |
| 高良 とみ君 | 藤森 眞治君 |
| 星 一君 | 水橋 藤作君 |
| 伊東 隆治君 | 岩崎正三郎君 |

- 稻垣平太郎君 岡田 宗司君
森下 政一君 小泉 秀吉君
塚本 重誠君 林屋龍次郎君
中井 光次君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 北村 一男君
堀 末治君 西川甚五郎君
大屋 晋三君 山田 佐一君
中山 隆彦君 黒田 英雄君
柴田 政次君 大野不秀次郎君
松野 喜内君 松嶋 喜作君
徳川 頼貞君 一松 政二君
大隅 憲二君 境野 源雄君
小野 光洋君 國 伊能君
中川 幸平君 重宗 雄三君
西山 龜七君 大隈 信幸君
國務大臣 北村徳太郎君
大藏大臣 大藏事務官 奥野 健一君
政府委員 法務行政長官 佐藤 藤佐君
大藏事務官 大藏事務官 阪田 純雄君
〔証券局設立準備委員長〕 岡村 峻君
〔証券局設置準備委員長〕

- 大藏事務官 岡村 峻君
〔証券局設置準備委員長〕

定價 一部 二四二十錢

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
郵便 東京一九〇〇〇 圖書課